

## 別紙資料8

### 東京地裁決定が認定した勾留中の取調状況 (決定要旨7～13頁)

(6) 平成22年1月19日付(甲89)、同月26日付(甲90)各検察官調書

ア 甲89には、公判供述との相反部分として、石川が大久保や被告人と協譜しながら、本件土地の購入を決めた経緯や、被告人から本件4億円を受け取った経緯に加えて、次期代表選挙前に本件土地の購入や本件4億円が記載された平成16年分の収支報告書が公表されるとマスコミが騒ぐので、本件土地の取得を翌年に遅らせる方がよいことについて、大久保や被告人に提案して了承された旨や、本件土地の購入原資が被告人からの本件4億円ではないとの外形を作るためにりそな銀行から預金担保貸付を受けることについても、大久保や被告人に説明して了承を受けた旨の記載がされている。そして、被告人から受け取った本件4億円について、石川は、どのような資金であるかは知らなかったが、被告人が政治活動の中で何らかの形で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金であると思った旨も記載されている。

また、甲90には、公判供述との相反部分として、平成17年3月下旬頃までに、石川が平成16年分の収支報告書の案を作成し、これを大久保に報告して決裁を受けた経緯やその具体的内容及び被告人に報告して決議を受けた経緯やその具体的内容が記載されている。

イ 石川は、このような被告人の関与を認める旨の調書が作成された経緯について、公判において、「被告人にこれらの報告をして了承を受けたことはなく、これらの調書の記載は、田代検事が推測して作文した内容である。田代検事からは、1月14日にも、特捜部は恐ろしいところだ、認めないと捜査がどんどん拡大していくぞ、何でもできるところだなどと言われており、実際に、自分の支援者が特捜部に呼ばれていたこともあり、否認を続けていると、自分の支援者や秘書にも捜査が拡大し、自分も再逮捕されるという恐怖を感じていた。自分の支援者や秘書、ひいては自分を守るために、ある程度、田代検事に迎合しないといけないと考えた。調書の記載が、秘書として仕えた被告人に不利であることは理解していたが、ある程度田代検事に迎合しないと大変なことになると言われ、迷惑をかけることになると考えた。さらに、田代検事からは、調書の程度の記載では、共謀として被告人が起訴されることはないと言われたので、作成に応じた。」旨の供述をしている。

これに対し、田代検事は、公判において、「石川に対し、真実を語らせるために、第1に信頼関係を築いた上で、正論で説得することにした。私はフェアにやる、正直に事実を話してほしいと話し、黙秘権はあるが、積極的にうそはつかないことを約束してもらった。そして、石川が不合理な説明をしたときに、うそをつかないと約束したではないか、と追及した。その上で、土勝の有権者は、石川が被告人の秘書だから投票したのではなく、石川個人を信頼して投票したはずである、暴力団の子分が親をかばうようないい加減な話をしたのでは、有権者を裏切ることになる、などと言って、真実を話すよう説得した。その結果、1月16日、石川は、被告人から受け取った4億円を収入として不記載にしたこと、本件土地の登記を翌年にずらして平成16年分の収支報告書に記載しないこと、預金担保貸付を受ける必要性等について、被告人に報告をして了承されたこと、さらに、本件4億円の原資についても供述するに至った。そこで、調書を作成しようとしたが、石川は弁護人の助言を理由に署名を拒み、同月17日、18日も署名しなかった。真実を記載しているなら拒否する理由はない、調書が作れないと私も困る、と言って説得したところ、同月19日に署名した。」旨供述している。

ウ そこで、取調録音及び5月17日の取調状況等に照らして、勾留段階において被告人の関与を認めた調書の取調状況を検討する。

(ア) 5月17日の取調べにおいて、石川が、「1月13日の強制捜査の前に、早く認めないと、ここは恐ろしい組織だから、何するか分からないぞと、田代が諭してくれたことがあった。」旨述べたのに対し、田代検事は、「うんうん。」と相づちを打っている(反訳書97頁)、このやりとり及びその前後の会話からすれば、田代検事は、1月13日頃、石川に対し、建設会社からの金銭受領を否認し続けていると、特捜部は恐ろしい組織なので、石川が予想もできないような不利益を被ることになりかねないとして、事実関係を供述するように促したことがうかがわれ、1月13日か14日かはともかく、石川の公判供述を裏付けるものといえる。この田代検事の発言は、直接には建設会社からの金銭受領の否認に対するものであるとしても、石川の立場からすれば、特捜部が立証しようとしている被告人の関与を否認することも含めて、同様の不利益が伴う旨告知されたものと理解することは、むしろ自然なことといえる。しかも、現に、特捜部においては、石川の逮捕の前後を通じて、石川の支援者を呼び出して事情聴取を行っていたことが認められるし、後記エのとおり、石川や石川の秘書に対し、陸山会事件とは異なる被疑事実で取調べを行っていたことも認められるから、石川が、特捜部が立証しようとする事実を否認することで大きな不利益を受けることを、勾留されている期間を通じて徐々に実感していったであろうことも、容易に想像できる、したがって、この田代検事の発言は、石川がその意に反する調書に応じる上で強い圧力になったものと推認できる。

この点について、田代検事は、公判で、「5月17日の取調べにおける相づちは、石川の発言を理解して、承認する趣旨ではなく、石川がいろいろ話す間、相づちを打っている状態の一つである。1月13日は任意の取調段階であり、録音される可能性があり、当時の政権与党の幹事長に対する捜査であるから、慎重を期していたし、弁護士から抗議を受ける可能性もあるから、そのような発言をする状況にはなかった。」旨供述している。しかし、その後の会話の中でも、田代検事は石川のこの発言に反ばくしていないのであるから、相づちの趣旨はともかくとしても、石川の発言を実質的に認めていたとみるのが相当である、なお、仮に田代検事がこの石川の発言をよく聞いていなかったとしても、石川が、田代検事の面前で、「恐ろしい組織だから、早く認めないと何をするか分からない。」と諭された旨の認識を表明したこと自体が、このような事実の存在を推認させるともいえる。

(イ) 5月17日の取調べにおいて、田代検事は、石川に対し、石川と被告人との共謀について、「石川さんに対して、いろんな技を授けて、調書にした部分もあるけども。」「法障家であれば、やっぱり共謀の認定っていうのは、認めてはいるんだけど、それじゃ、ちょっと共謀の認定としてはきついよねっていう、位の話はしたじゃない。」「うちの方は、ま、なんて言うかな、うまい具合にさ、そこは、ね。要するにそこは想像したとおりになったわけでしょ。」「だけど、そここのところがやっぱり、検審の、その法律家じゃない人には、ま、理解が多分しづらいところなんじゃないかと思うんだよな。」と述べている(反訳書13頁)。この発言の趣旨は、要するに、「田代検事は、石川の勾留段階における取調べにおいて、石川と協議して、検察による被告人の起訴が回避されることを見込んで、被告人の関与を認める内容ではあるが、法律家の観点からは共謀を認定するには足りないような供述内容や表現を工夫して、調書に録取しており、その旨を石川にも説明した。その結果、予想どおり、検察は、被告人を不起訴としたが、法律家ではない検察審査員には理解がしづらいので、起訴相当議決に至った。」旨を述べていると理解される。また、5月17日の取調べにおいて、田代検事は、石川に対し、「今現在起訴されていないし。」「まだ望みは捨てな

い。」「だから我々の作戦は功を奏しているというふうに考えていいと思うんだよね。」と述べている（反訳書40頁）。この発言は、前記で検討した点も踏まえて検討すると、石川の勾留段階における取調べにおいて、田代検事と石川は、被告人が起訴にならないようにする共通の目標を持ち、これを実現するための作戦を共有していたことを前提とするものである。そうすると、田代検事が、石川に対し、本心はともかく、少なくとも表面上はそのような態度をとって懐柔し、この程度の記載であれば被告人は起訴にならないなどと説得して、調書の作成に応じさせていたことを推認させるものといえる。

これらの点について、田代検事は、勾留段階において、石川に対し、共謀の認定が難しい旨の説明をしたことを認めつつ、その説明をしたのは調書の署名捺印後であり、それも石川から執ように関わられて答えたものである旨、また、「5月17日の取調べの以前において、石川との間で、被告人の不起訴に向けて供述調書の作り方等について一緒にやっていくという発言をしたことなどない。」旨を公判で供述している。

しかし、石川が勾留段階において、勾留質問でも認めていた自分が行ったとされる部分とはともかくとして、秘書として仕えていた被告人の共謀をうかがわせるような事実を供述し、これを録取した調書の作成に応じることに強く抵抗していたことは明らかであり、その旨の調書作成に当たっては、田代検事からの相応の働きかけが推認される。そもそも、田代検事は、5月17日の取調べにおいて、前記検討のとおり、石川に対し、別件での再逮捕の可能性を示唆する発言をするなどし、また、被告人の関与について供述を維持すれば、検察は起訴しないし、検察審査会も起訴議決には至らない見込みがある、供述を覆せば、検察内部には起訴に転じるとの強硬な意見があるし、検察審査会も起訴議決になるなどと説得して、甲99の作成に応じさせている、したがって、石川の勾留段階においても、事実関係を供述させ、調書に署名させるための説得手段として、石川自身に討する捜査の拡大を示唆し、被告人は起訴されないとの見通しを示したことが疑われるのであり、5月17日の取調べにおける田代検事の前記の発言は、この疑いを裏付けるものと考えられる。

(ウ) さらに、5月17日の取調べの後、田代検事は、同取調べにおいて、石川が、「勾留段階において、選挙民は、私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私という個人に期待して国政に送り出したのに、やくざの手下が親分を守るためにうそをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになると、田代検事から言われて、堪えきれなくなって、被告人の関与を認める供述をした。」旨述べ、また、「今更被告人が関係なかったと言っても信じてもらえるわけがないし、かえって、口止めをしたに違いないとか、絶対的権力者なんだと思われる。」旨述べ、それまでの供述を維持することを決意したことなどを記載した捜査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調録音によれば、5月17日の取調べの内容としては、事実と反するものである。田代検事は、同捜査報告書について、「同日の取調べの後に数日かけて作成した際、記憶の混同が生じて事実と反する内容になった。」旨公判で供述するが、同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。そうすると、この報告書の存在は、石川が勾留段階で被告人の関与を供述した経緯として、田代検事が公判で供述する説明内容にも、深刻な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。

(エ) したがって、取調録音及び5月17日の取調べ状況によれば、甲89、甲90の作成経緯に関する前記石川の公判供述には、具体的な裏付けがあるものといえる。

エ 以上に加えて、関係証拠によれば、特捜部は、陸山会事件について、建設会社からの多額の不正献金が背景にあり、これに被告人も関与していた旨の嫌疑を抱いており、これを裏付ける

ために大がかりな捜査を行っていたことが認められる。したがって、石川の取調べを担当する田代検事にも、この嫌疑に沿った供述を引き出すことが特捜部内で期待されていたことは容易に推認できるところであり、このような期待を背景に、田代検事が、石川が公判で供述するような取調方法で調書作成を迫ったと考えることは、自然で了解可能といえる。

しかも、甲89、甲90の作成後、1月27日頃から行われるようになった特捜部副部長検察官である吉田正喜（以下「吉田検事」という。）による取調べの際、吉田検事は、石川に対し、建設会社からの献金受領の事実を中心に取り調べた上で、これを認める供述を得られず、取調べメモを石川の目前で破るという行動に出たことが認められる（反訳書32頁）。また、同月26日、石川の政策秘書も、特捜部所属の検察官から、陸山会事件とは異なる事実について厳しい取調べを受けたことも認められる。これらの事実は、石川に献金の受領や被告人の関与について供述を迫るため、田代検事と共に、特捜部の複数の検察官が石川に圧力をかけていたことをうかがわせるものであり、ひいては、前記の田代検事の取調べは、個人的なものではなく、組織的なものであったとも疑われるものであって、石川において、田代検事の取調べにあらがうことを一層困難にする事情であったと認められる。

オ たしかに、甲89や甲90の内容は具体的で迫真性もあり、田代検事の取調べメモによる裏付けもあって、石川の供述に基づいて作成されたことをうかがわせるところもある。

しかし、石川にそのような供述をさせ、調書の署名に応じさせた経緯について、田代検事の公判供述の信用性には、以上で検討したとおり深刻な疑問がある。これに対し、石川が公判で供述するように、石川が、建設会社からの金銭受領や被告人の関与を否認していたところ、田代検事において、そのような供述態度を維持していると、捜査が拡大し、別件での再逮捕などの不利益を被ることがあり得ることを示唆し、また、石川とのやりとりの中で被告人の関与を認める調書の案文を作成し、この程度の記載であれば被告人が起訴されることはなく、被告人の関与を全面的に否定しているとかえって被告人が起訴されるなどと石川を懐柔、説得するなどの取調方法により、調書の作成に応じさせたとの疑いには、具体的で相当の根拠がある。

このような経緯で作成されたとの疑いがある以上、甲89、甲90については、供述の任意性に疑いがあり、特信性は否定されるといわなければならない。